解 散 公 告

小樽化製水産加工業協同漁業組合は、令和７年５月26日現在において最後の登記後、５年を経過しており、水産業協同組合法第96条第５項において準用する第68条の２第１項により、みなし解散となりましたので、まだ事業を廃止していないときは、本公告掲載の翌日から２箇月以内に届出て下さい。

なお、上期間内に届出がないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなします。

令和７年10月17日

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事　鈴木　直道